

議 第 272 号

平成28年12月5日提出

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例（平成12年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成28年熊本地震に伴う手数料の還付の特例）

- 4 平成28年熊本地震による被害を受けた者に対し第4条第2号の規定により減免を行う場合は、第3条第2項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

（提出理由）

平成28年熊本地震の被災者に係る手数料の減免を行う場合における還付の特例を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。